# 公益財団法人e‐とくしま推進財団有料広告取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人e-とくしま推進財団(以下「財団」という。)の新たな財源を確保し、運営基盤の強化及び地域情報化の推進を図るため、財団が所有する広告媒体に掲載する有料広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体)

第2条 広告媒体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財団の封筒等印刷物
- (2) 財団のホームページ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益財団法人e-とくしま推進財団理事長(以下「理事長」という。)が広告掲載を適当であると認めたもの

## (広告掲載の条件)

第3条 広告の掲載位置、規格、掲載料等は、広告媒体ごとに定めるものとする。

# (広告掲載の範囲)

第4条 広告媒体に掲載する広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はおそれのあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人、団体等の意見広告又は名刺広告
- (7) 誇大、虚偽等の内容を表示するもの又はおそれのあるもの
- (8) 誤認される内容を表示するもの又はおそれのあるもの
- (9) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はおそれのあるもの
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると理事長が認めるもの

#### (広告掲載の募集)

第5条 広告の募集は、随時必要に応じ財団のホームページ等の広告媒体で公募するとともに、 財団の賛助会員である民間企業等に広告掲載の案内をすることができる。

# (広告掲載の申込み)

- 第6条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、広告媒体ごとに定める取扱要領に規定する広告掲載申込書に必要な事項を記入し、理事長に提出しなければならない。
- 2 財団は、前項の規定による広告掲載の申し込みがあった場合において、必要と認めるときは、 申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

# (広告掲載決定順序)

- 第7条 掲載の申込みのあった広告が、広告媒体の広告枠の数を超える場合は、次に定める順序 により掲載する広告を決定するものとする。
- (1) 財団の賛助会員
- (2) 公共的団体等並びにこれらに類するもの
- (3) その他民間企業又は自営業者等
- 2 前項の規定によっても掲載する広告が決定できないときは、抽選により決定する。

## (広告掲載の決定)

- 第8条 理事長は、第6条の規定による掲載の申込みがあったときは、第4条及び前条の規定に 基づき、広告可否を決定する。
- 2 理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対し、書面により通知する。

# (広告掲載料の納付)

第9条 前条第2項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。) は、理事長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付しなければならない。

#### (広告掲載の取消し)

- 第10条 理事長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他の手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。
- (1) 広告掲載の決定の日以後に広告内容等が第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
- (3) 指定された期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき
- 2 理事長は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載 の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負 わない。
- 3 理事長は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載 の一時中止をした場合において、既納の広告掲載料は返還しないものとする。

#### (広告掲載の取りやめの申出)

- 第11条 広告主は、書面により広告媒体への広告掲載の取りやめを申し出ることができる。
- 2 理事長は、前項の規定による申出があった場合は、印刷物等を除き掲載した広告を削除する。
- 3 理事長は、前二項の規定により広告掲載を取りやめた場合において、既納の広告掲載料は返 環しないものとする。
- 4 理事長は、広告主の取りやめの申出により、印刷物等が使用できなくなった場合は、その印 刷物等の作成に要した費用は広告主が負担するものとする。

# (広告掲載料の返還)

- 第12条 広告掲載の決定後において、広告主の責めに帰することができない理由により広告を 掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を広告主に全額返還する。
- 2 広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰することができない理由により、広告を掲載することができなかった場合は、掲載できなかった月数に応じて、月割りにより広告掲載料を返還するものとし、1円未満は切り捨てるものとする。なお、1月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料については、返還しないものとする。
- 3 広告が掲載できなかった期間は、広告が掲載できないと理事長が確認した月から起算する。
- 4 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

## (広告主の責務)

- 第13条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の掲載により第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において 解決しなければならない。

### (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

# 附則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。